

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  
第2条第8項に定義される個人番号の範囲について（周知）

令和3年10月 日  
個人情報保護委員会

個人番号（マイナンバー）の定義については「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」といいます。）第2条第5項及び第8項にあるとおりですが、問い合わせを受けることも多いため、改めて周知いたします。

マイナンバー法第2条第8項において、個人番号（マイナンバー）とは、第5項に定義される番号そのものだけでなく「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む」こととされています。また、その該当性については、その生成の由来から個人番号に対応するものと評価できるか否か及び個人番号に代わって用いられることを本来の目的としているか否かの観点を総合的に勘案して判断されます。

したがって、例えば個人番号（マイナンバー）の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号（マイナンバー）の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号（マイナンバー）に該当するものと判断されることがあり、その場合、マイナンバー法第9条に定めのない目的に利用していたり、保管していたりすると、マイナンバー法に抵触するおそれがありますのでご注意ください。

以上

【照会先】

個人情報保護委員会事務局  
監視・監督室（番号担当）  
TEL：03-6457-9680（代）